



第四百七拾四号

発行  
 さいたま市大宮区高鼻町1-407  
 埼玉県神社庁  
 電話048(643)3542番  
 編集室  
 印刷部  
 アサヒ印刷(株)

御船代祭 月読宮以下の別宮の儀は雨のため五丈殿で行われた 「神宮司庁」提供

# 本年を振り返って

編集委員 中山真樹

平成十七年も残りわずかとなったが、一年を振り返ってみると様々な出来事が思い出される。

天皇陛下の御聴許を戴き、第六十二回式年遷宮が行われる事となったが、その最初の祭儀、山口祭および木本祭また御杣始祭・御船代祭等が執行され、平成二十五年度の遷宮に向けての一步を踏み出した。

三月から九月まで自然の叡智をテーマに愛知万博「愛・地球博」が開催され、御杣始祭の様子が会場内の「エキスポビジョン」で放映され、奉祝行事も行われた。また、期間中の来場者は二千万人を超え、とても盛況であった。

自然災害も今年には国内外を問わず猛威を振るい、九州地方では大型台風の影響で被害を受けたり、アメリカでは巨大ハリケーンの被害で多くの犠牲者が出て、大きな打撃を受けた。また、パキスタンでは大地震が起こり、現在でも復興の見通しが立たないという状況である。昨年、日本でも新潟中越地震が起こったが、こうした大地震が身近に起こった時の事を考えると、どのような状況になってしまうのかという強い不安に駆られる。

また、今年は大東亜戦争終結六十年という節目の年であるが、英霊が祀られている三國神社に小泉首相が参拝するという事に關し、様々な問題が生じている。例えば、首相が参拝した事による大阪高裁での高裁レベルで初めて出された違憲判決。また、参拝した事に対して中国や韓国等の近隣諸国から強い批判や反発。この事に關しての外交的な問題からか、無宗教の国立戦没者追悼施設の建設を目指すという動きが、一部の国会議員の間で見られる。このような事は、三國神社は元より神社界にとっても静視してられない問題だと思ふ。

来年はどのような年になるのかという思いを抱きつつ、平和で良い年になる事を祈念して止まない。

# 憲法改正の課題と展望

— 国柄を明記した新憲法を —

百地 章

## 一、中途半端な自民党の新憲法草案

立党五十周年に向けて新憲法草案の起草作業を続けてきた自民党の「新憲法草案」が発表された。政党として憲法改正案全文の条文化まで行ったのはこれが初めてというから、それなりに評価すべきかもしれない。しかしながら、発表された新憲法草案なるものをみてがっかりした国民も少なくない。改憲を党是とし、立党の精神に立ち返って白紙から新憲法草案を作成するというのが当初の意気込みだったのだから、それも当然である。新憲法草案にはわが国独自の国柄への言及も、二十一世紀の日本が目指すべき国家像や国家目標も窺えない。

前文では、新憲法の制定をうたい、「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自らを支え守る責務を共有」するとしてはいはるものの、前文の原案にあった日本の歴史・伝統などに言及した部分は削除されてしまったし、天皇についての元首化も見送られた。ただ、第九条については「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」に「自衛軍を保持する」と明記されているのが救いである。

国民の権利義務に関していえば、「国防の責務」などは削除されたものの、国民の責務として「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務」が定められた。また政教分離についても、「社会的儀礼または習俗的行為」の範囲を超える宗教的活動や公金の支出のみが禁止されることになったから、首相の靖国神社参拝や儀礼的範囲内の玉串料支出は取り敢えず可能となる。これについても、一応は評価して良い。

新憲法草案と銘打ちながら、このようにいさか拍子抜けのする物足りない改正案になったのは、様々な理由によるものらしい。第一は、復古調と受取られるのを警戒したことである。そのため「国柄」についての言及を欠いた前文に対しては、総務会でも多くの厳しい批判があったという。この点、前文から歴史・伝統への言及が削除されたのは小泉首相の判断によるものと伝えられている。中韓両国の執拗な内政干渉に屈することなく靖国神社参拝を続けてきた総理ではあるが、確乎たる国家観も歴史観も持ち合わせていないことを改めて実証したものといえよう。また、

草案の起草に当たっては、舛添・起草委員会事務局次長の意向もかなり反映しているようである。同議員は「歴史解釈を入れるものいけない」などと言っているようだが、これもきわめて疑問である。

## 二、憲法と「国のすがた」

「建国ノ体ニ基キ、広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シテ国憲〔憲法〕ヲ定メントス」。これが明治九年、憲法の起草に当たって元老院に下された勅命であった。つまり単なる西欧憲法の模倣ではなく、わが国固有の国柄を踏まえた憲法でなくてはならないというのが、憲法制定にあたって至上命題とされた。それゆえ、当初、プロイセン憲法をモデルに憲法を構想した井上毅は、後にわが国古来の法思想や国典の研究に没頭することになる。そしてその結果得られたのが「我が国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらざりて即遠つ御祖〔みおや〕の不文憲法の今日に發達したるものなり」との結論であった。

事実、明治憲法は外見上、ドイツ型の立憲君主制に近いものであったが、その根底にあったのはわが国古来の法思想、つまり「建国ノ体」である。そして、イギリス、アメリカ、さらにはフランスなど「海外各国ノ成法」を幅広く取り入れたものであった。

あの輝かしい明治国家建設の基礎となり、かつ集大成ともなったのが明治憲法である。この憲法体制のもとで日本は極東アジアの小

国から世界の大国にまで発展することができた。その明治の歴史を謙虚に学ぶならば、今なお続く戦後の精神的混乱から脱却するためにも、正当な歴史と伝統を回復することは不可欠である。復古調云々といったレッテル貼りにおびえているようでは、到底、国家の再建などおぼつかない。

憲法という詠語のもとになった「コンステイチュション」には、もともと国柄つまりその国独自の歴史や伝統を踏まえた「国のすがた」や「国のかたち」といった意味が含まれている。とすれば、この案のように、前文において国の理念もうたわれない実利的・散文化的な新憲法では、国家再建の情熱もエネルギーも湧いてこないであろう。確かに、各国憲法の中には、前文のないものもある。しかし、わが国の場合、GHQによって押し付けられた現行憲法の前文が余りにも無国籍で翻訳臭紛々のものであることを考えれば、新憲法では敢えてわが国独自の国柄や歴史・伝統・文化に言及し、国家のアイデンティティを回復していくことが何にも増して必要とされるのではなからうか。

### 三、新憲法制定に向けての課題

新憲法草案がこのように後退したのになつた第二の理由は、民主・公明両党の賛成を得られやすくするためであるという。確かに、憲法改正を発議するためには国会の両院とも、総議員の三分の二の賛成を必要とする

から、衆議院では少なくとも公明党の賛成、参議院にいたっては公明に加えて民主党の賛成が必要なことは分かりきっている。

しかし、だからといって、最初からこんな妥協的な案を持ち出すというのは、本末転倒であろう。自民党としては、あくまで保守党にふさわしい新憲法草案を作成するのが第一であつて、民主・公明両党との妥協案を考えるのは先の話である。それにこれだけ妥協しても、民主・公明の両党がこの案にそのまま乗ってくる可能性などほとんどあるまい。それどころか、新憲法草案に期待をよせた真の保守層からは、かえってそっぽを向かれるのが関の山である。それゆえ、目標としての新憲法には高らかに理想を掲げ、将来の国家目標や国のグランド・デザインを掲げることによって、新憲法制定のムードづくりに務め、自民党離れを起こしている保守層の再結集を図っていくことが何よりも重要である。

それと共に、当面の緊急課題としては、憲法第九条の改正に絞って民主・公明両党に改憲を呼びかけ、改正案作りを行っていくことが必要であろう。このまま全面改正を進めようとしても、恐らく無駄な時間を費やすだけで、何もまとまらないと思われる。

わが国を取り巻く国際情勢や自衛隊の現状に鑑みれば、いたずらに時間を浪費している暇などない。北朝鮮によるミサイル攻撃や核の脅威は依然として変わらないし、中国のとどまる事を知らない軍拡は、領土問題や日本

海におけるガス田開発などをめぐって、直接わが国の脅威となつているからである。

これに対して、現在の自衛隊は、法制上あくまで軍隊として認知されていないため、防衛出動の場合を除けば、たとえ相手が武装ゲリラであっても、向こうから発砲してくるまでは手も出せないし、正当防衛の範囲内では「武器使用」もできない。これでは領土・領海を警備し、国土を防衛することなどおぼつかない。また、海外に派遣されるPKO部隊や現在イラク派遣中の自衛隊部隊にしても、安全は外国軍隊の手に委ねるしかないというのが現状である。これでは、まともな国際貢献などできるはずがなからう。

それに、わが国がまともな国家になろうとすれば、自国の安全のみならず「生存」まで他国に委ね、一切の戦力を否認した現行憲法の異常さは、誰の目にも明らかである。そしてこのような他力本願の憲法のもとでは、国を守る気概をもった青少年を育成することもできない。

したがって、速やかに第九条二項を改正し、国の安全と独立をまもり、国際平和に貢献できるような「軍隊」の保持をうたうことが必要であつて、これさえ出来れば、その後の全面改正や新憲法制定もはるかに現実味を帯びてくるであろう。逆に、第九条ひとつ改正できないようでは、日本再生のチャンスは失われ、新憲法制定など夢のまた夢となる恐れがあると思われる。

(日本大学教授)



## 憲法問題に関して、 あるべき国家像を考える

新田 均

### 一、自民党「新憲法草案」に対する所感

去る十月二十九日、自民党の総務会で「新憲法草案」が党議決定されました。まず、この草案に対する私の感想から話を始めたいと思います。私は、基本的にこの草案を歓迎していると思っております。その理由は三つあります。

一つは、とにかく、政権政党による改正案が国民に初めて提示されたということです。自民党は昭和三十年の結党当時の綱領に「現行憲法の自主的改正」をうたいあげていましたが、これまで、それ以上前には進めませんでした。憲法改正を口にしただけで大臣の首が飛んだ時代さえありました。五十年もかかってしまいました。とにかく、草案の発表を大きな一歩として歓迎したいと思います。私が、この草案を評価する二つ目の点は、「戦力」の不保持と「交戦権」の否認を規定した九条二項を削除して、「自衛軍」の保持を明記したことと、それとの関連で、前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」とか「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと

決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」などといった卑屈な文言を除いて、これに替えて、前文に「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」とか、「他国とともにその実現のため、協力し合う」という文言を入れようとしている点です。私がこの二番目の点と、これから申し上げる三番目の点とを歓迎する理由については、本稿の最後の方であらためて書くことにします。

私がこの草案を評価する三番目の点は、国会による憲法改正の発議を、各議院の総議員の三分の二から過半数に引き下げることによって、憲法を改正しやすくしようとしている点です（九十六条）。付け加えれば、政教分離を規定した二十三条三項と八十九条に、現在、最高裁が採用としている「目的効果基準」に従った言葉を付け加えて、首相の靖国神社参拝が今よりは行いやすくなるようにしようとしている点も、十分ではありませんが、肯定的に捉えていいかと思えます。

それでは、この草案に問題は無いのかとい

えば、問題はたくさんあります。最大の問題は、「情緒的な表現はカットした。また、歴史の解釈を前文に入れてはいけない。世界の憲法を精査したが、普遍的な原理を入れるべきだ」（舛添要一事務局長次長）という理由で、中曽根康弘氏らが起草した前文の原案から「日本の伝統や文化」への言及が削られてしまったということです。これは、本稿の主題との関わりで言えば、今の段階では、自民党内においてすら、日本の伝統的な国柄を表そうということが憲法改正の主題にはなりえていないということを示しています。これは非常に残念なことです。

しかし、予め申し上げておきますと、自民党案の前文から保守色が抜かれたことについては、現段階においては、私は、それほど悲観すべきことではないと思っております。そもそも、中曽根案にしても、「独自の伝統と文化」の内容は必ずしも明確ではなく、むしろ、七月七日に発表された「要綱」では「戦後六十年の時代の進展に応じて、日本史上初めて国民自ら主体的に憲法を定めること宣言する」などと、明治憲法が国民を無視して創られたかのような表現があり、自慢げで、傲慢な感じが拭えず、中曽根流の伝統観も非常にあやしいものでした。ですから、そんなもので固定された自民党案ができるよりも、後にも書きますが、国防意識さえしつかり確立させていけば、そして、憲法改正が容易になりさえすれば、やがて議論は必然的に国柄の自

覚の問題へと移っていくことになり、そのように国民の意識が深化した段階で、あらためて言語化すればいいことだと思います。

十月三十一日に決定された民主党の「憲法提言」についても少し触れておきますと、これについては、評価出来る点は、とりあえず「自衛権」の明確化を打ち出した点だけです。あとは、憲法改正提言の理由にしても、「日本国憲法」の全面肯定の上に、未来を志向するというもので、守るべき国柄への配慮は殆どありません。さらに、善良な国民に脅威を与えかねない危険な人権の創設が列挙されてもいます。

付け加えれば、四月十五日に議決された衆議院憲法調査会の最終報告書、それから四月二十日に議決された参議院憲法調査会の最終報告書、そのいずれにおいても、憲法改正の理由は「憲法規定をもうすこし現状にあつたものにする」程度のものでした。ここにも、伝統に配慮して、あるべき国家像を考えようとする態度はまったく見られませんでした。

## 二、あるべき国家像について

このような憲法改正論議の現状を踏まえると、これから私が書こうとしている「あるべき国家像」は、現段階では「あまりに非現実的」なのかもしれません。それが非現実的にみえる根本的な理由は、目指している方向が正反対だという点にあると思います。今日の

議論の前提となっているのは、ともかく日本国憲法を肯定して、その諸原則の先に安易に未来の日本の進路を考えるということですが、私は違います。

私に言わせれば、これからのあるべき国家像というのは、これまで続いて来た国柄の本質と無関係ではない。そして、日本国憲法は日本の国柄の本質を閉じこめ、徐々に死滅させるといふ方向性をもっているが故に、あるべき国家像を語るということは、日本国憲法による拘束を打ち破ることだ、と思います。

それでは、その日本国憲法によって覆い隠されている、あるいは窒息死させられそうになっている日本の国柄とは何かと言え、それは「聖なるものを中核に据えた国家だ」と言えると思います。

日本がこれまで続いてこれたのは、危機に際して、この「聖なるものを中核とした国家」の本質に立ち返ることによってだったと思います。国家の中核に「聖なるもの」を据えるというこの一面が、「祭り主」たる天皇を中心に仰ぐという国家の姿です。

「天皇の本質が「祭り主」にある、言い換えれば、天皇は日本最高の神主である」ということは、最近では、神社関係者以外でも知っている人が多くなってきました。しかし、それでは、その「祭り主」を国家の中心に仰いだきたことの意義をどのように考えるのかとなると、そこまで踏み込んで語っている論

者は少ないように思います。

そこで、ここでは、かつて神社界の理論的指導者であった葦津彦彦氏の議論を『天皇―昭和から平成へ』（神社新報ブックス）よって、この点を確認しておきたいと思っています。葦津氏による天皇祭祀の意義づけは、三点に要約できます。一つは、「禊ぎ祓いによる国家の理想と生命力の回復」ということです。

「およそこの地上で、人間によって構造されたものは、王朝であれ政治権力であれ、あるいは宗教教会であれ、大いなる権威を有するものの歴史には、一つの宿命的法則がある。それらは、初めにおいては、それぞれの理想をもち、それ故にこそ権威を高めたのであるが、社会的権威と権勢とが高まれば、時とともに、必ずやそこに罪とけがれが集中して汚染され、やがて汚染が進めば、当初の権威の源となった存在の意義も失って滅亡して行く。その汚染をいかにして浄めて行くかが一大問題である。／＼しかして日本の天皇の祭りにおいては、この罪とけがれを『みそぎ』『はらふ』―禊祓が、特に重んぜられる。いかなる祭りも、禊祓をともしなふ。日本の皇室史といつても、明治、大正の戦前史家が美化したやうに、いつの時代でも、神聖万全のみだつたわけではない。しばしば皇室周辺も汚染され類廃して、その存亡の憂へられた時代もあったのは、皇室史を精緻に直視すれば明らかである。しかし禊祓を重んぜられる祭りの伝統が生きつづけることによって、汚染類廃を祓ひ

浄めて、その生命力を復活して来た。」(36頁)

「外国の王朝にも、政治権力者にも、偉大な思想はあった。特にシナ大陸の文明的王朝などには、私のあこがれるやうな歴史も少くない。しかしそれは、その建国の思想が類廃して行くと、復元するバイタリティがなくて亡び去ってしまった。それは人間の優劣の差ではなくして、その初めの理想を守り、頽廢すればそれを克服し復活しようとする祈り(大祓ひ)、祭りの優劣の差だったと思つてゐる。」(35頁)

葦津氏が指摘する天皇の祭りの第二の意義は「国民の聖なるものを求める心を維持する」ということです。

「人間は、だれでもが神聖なるものを求めている。高貴なるものを求めてゐる。それは、人間が、自らが神聖でなく、崇高でなく、心の中いつも罪とけがれのさげがたい存在であることを深く知つてゐるからである。(中略)日本では、遠く悠久の古代から祓ひが行はれ、祭りが行はれて、民族の中にこの『神聖をもとめる心』が保たれて来た。村々では、人々の罪けがれを祓ひ浄めて、人々が神々の恵みのもとに仕事にはげみ、豊かな経済をいとなみ、穏やかで安らかな共同社会が保たれることが祈られた。／それは村ばかりでなく地方の国々においても行はれたし、そのすべてを統合しては、天下の祭りとして行はれた。ここで天下といったのは、近江とか摂津・河内などといふ一国ではなく、日本国土

すべてといふ程の意味であつて、その祭り主こそが天皇である。／天皇のおつとめの第一は、祭り主をなさるといふことなのである。この祭りによつて、天下の人心の神聖をもとめる心を保たれることである。」(49～50頁)

葦津氏が指摘する天皇の祭りの意義の三つ目は、「政治を浄化する」という意味です。「政治といふものは、その目的においては、神聖・高貴なものであるにしても、それを現実にこの地上に具体化し実現して行くのは、そのための手段・政策がなくてはならない。政策だけでなく、いかなる勢力または人物が、その政策を担当するか、端的に言へば権力の行使者についての問題が必要である。しかも政策の選定・権力帰属の決定といふことになれば、人間の知性は相対的なものであるから、どうしてもその間に意見の対立がおりやすい。しかもさらに問題なのは、その政策なり権力担当者を選ぶのに、その目的とし精神とするところは、無私公平であつても、現実の結果としては、国民のだれかが利を得たり、損することをまぬかれない法則が作用する。(中略)それで政治といふものは、古くから対決闘争の場となり、権謀術策の場となることをまぬかれない宿命をもつてゐるとすらいつていい。さきに人間は、もともと罪けがれをまぬかれない存在であるといつたが、政治の場合それは、その罪けがれがもつとも激しく、いちじるしく現はれるところなのである。(中略)しかしそれは仕方がない。

けれども、それを仕方がないからと言つて、ただそれだけに放任しておけば、国民の精神は、ただ分裂して統合するところを知らず、謀略闘争にのみ終始して、罪けがれの泥沼におちて、人間の神聖感を失つてしまふであらう。／そこで政治に対して、常にその点をきびしく反省させる必要がある。政治の第一目的とするところは、本来は天下を安らかにするとの神聖なる祭祀の目的と同一なのであつて、闘争と謀略の生ずるのは、目的のための手段から生ずるのであるから、手段のために目的が失はれるところまで行つてはならないとの反省をさせねばならない。この反省をきびしく要求するところに、日本国の祭政一致といふ精神なり、制度の存する理由がある。」(55～57頁)

このように天皇祭祀による浄化作用によつて日本国が長い歴史を保つてきたのだというのが葦津氏の主張です。私もそうだと思います。とすれば、今日の日本の混乱は、その大切な天皇の祭祀が全くの私事とされ、国政との関連がたたれてしまつてゐる、ここが最大の問題だと思ひます。したがつて、あるべき国家像というのであれば、祭祀と政治との関係の回復こそ第一の課題でなければならぬ、というのが私の考えです。

日本を「聖なるもの」を中核とした国家と見る場合に、祭り主としての天皇とは別に、私が思い描いているもう一つの側面があります。それは「一揆の伝統」ということです。

けれども、それを仕方がないからと言つて、ただそれだけに放任しておけば、国民の精神は、ただ分裂して統合するところを知らず、謀略闘争にのみ終始して、罪けがれの泥沼におちて、人間の神聖感を失つてしまふであらう。／そこで政治に対して、常にその点をきびしく反省させる必要がある。政治の第一目的とするところは、本来は天下を安らかにするとの神聖なる祭祀の目的と同一なのであつて、闘争と謀略の生ずるのは、目的のための手段から生ずるのであるから、手段のために目的が失はれるところまで行つてはならないとの反省をさせねばならない。この反省をきびしく要求するところに、日本国の祭政一致といふ精神なり、制度の存する理由がある。」(55～57頁)

これは『現人神』『国家神道』という幻想（P H P 研究所）の中の「明治維新は一揆だった！」という節で書いたことですので、その部分を読んでみます。

「一揆とは、今日では農民反乱のように思われているが、本来はそのような限定された現象ではない。中世に盛んだった一揆とは、身分に關係なく、通常的手段では解決不可能な課題に対処するため、各人が従来のがらみを超えて新たな共同体を創出することが必要になった場合に、結ばれたものだった。（中略）この一揆の特徴を列挙すれば、合議による意志決定と共同責任、さらには、「一味神水」と言われる神仏への誓約と構成員間の平等性などである。この一揆は「日本の歴史の基層に生き続けた集団心性」（勝俣鎮夫『一揆』岩波新書、1頁）だったと勝俣は言っている。／一揆の要点をもっと普遍化して、「非常時に対処するために、神聖なものの下で、あるいは神聖なものを中心として、合議制や平等性を重要な要素として共同体を創出すること」と言い換えるならば、それは何も中世に限らない。律令国家の起点となった大化改新にあたっては、群臣を大槻の木の下に集めて盟約を結び、天神地祇に誓わされているし、さらに、神話にまで遡れば、岩戸隠れした天照大神に再び御出現いただく方法を神々が天の安の河原で話し合い、共同で祭祀を執行している。／とすれば、明治維新とは、時間的には神話の時代から近世までの、階層的には

朝廷から庶民にいたるまでの、まさに日本人全体の集団心性の基層に存在する一揆の伝統を、近代の要請に応じて蘇らせて国民国家を創出した壮大な復活劇だったと言えるのであるまいか。「祭政一致」の宣言、それを象徴する儀式として改革の断行を諸大名を率いて天皇が神々に誓った「五箇条の御誓文」の誓約式、四民平等と国民皆兵の政策、中央・地方での議会の設置など、すべて「一味神水」「一味同心」の文脈で整合的に理解することができる。」（257～258頁）

### 三、帝国憲法の達成と限界

さて、明治維新は、このような国柄の本質の表現として見る事ができる、と私は考えているわけですが、それでは、その日本国の本質が、明治憲法や教育勅語に十分に、完全に表現されていて、これからの「あるべき国家像」もそれらを復活させることで足りるのか、といえれば決してそうではないと思えます。帝国憲法も教育勅語も、勿論、今日の日本国憲法や教育基本法とは違って、日本の国柄を表現しようとした先人達の努力の結晶であったことは間違いありません。しかし、それでは、日本の国柄が少しの曇りもなく、完璧に表現されているのかといえれば、それはそうではありません。明治憲法にしても、教育勅語にしても、その時代の思想状況や国内外の政治状況による制約を免れるわけには行きませんでした。

その時代思想とは何かと云えば、一つは、近代国家として認められるためには、政府は国民の信教の自由に干渉することはできないという信教の自由思想であり、もう一つは、神道を宗教と考えるならば、それは最も低級な宗教に属するという「宗教進化論」の流行でした。

この二つの思想潮流に明治政府が配慮しなければならなかったのは、一方にはキリスト教を最もすばらしい宗教だと考える欧米諸国の存在があり、他方には、明治初年以來の明治政府の経験がありました。その経験とは、神道中心の国民教化を政府主導で進めたところ、仏教の反発を招いたり、神学論争が起って神道界が分裂の危機に見舞われたりして、国民統合どころか、かえって国民分裂の危険を招いてしまったという苦い体験です。そのために、明治十年代の指導者たちは、国民の内心に關係する事柄に政府が関わっていくことには非常に懐疑的になっていました。この点について、詳しくは、この『現人神』

「国家神道」という幻想をお読み下さい。明治政府の指導者たちが、国民の内心に關係する事柄に政府が関わっていくことに懐疑的になっていった例を一つ上げます。明治十二年に、明治天皇が当時の学校教育の現状を心配になって、「もっと、道徳や伝統を重んじるべきではないか」と御下問になったことがありました。この御下問に対して、当時参議兼内務卿だった伊藤博文は、内務大書記官



だった井上毅と相談して、「いま教育が混乱しているのは、時代の変わり目なので仕方がない。新しい時代を迎えようとしている時に、政府が国の教えや道徳を定めて教育するなどということは時代錯誤である。政府がする教育は知識教育で十分だ」という主旨のこゝとを答えています。

ご存じのように、この伊藤と井上の二人こそ、帝国憲法と教育勅語の起草の中心者だったわけですから、この二人が書いた憲法や勅語が、これまで一部で誤って解釈されてきたように、神道国教主義に基づくものであるはずはありません。事実、井上毅は、教育勅語起草について書いた山県有朋首相宛ての手紙の中で「勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語気アルヘカラズ」と書いています。

しかし、他方で、伊藤にしても、井上にしても、国民をまとめることができる精神的中心がなくても憲法政治はうまく機能する、とは考えていませんでした。伊藤は枢密院において憲法草案の審議を開始するにあたって、「ヨーロッパにおいてはキリスト教が憲法の機軸となってきた。帝国憲法は、その機軸を、神道でも仏教でもなく、天皇に求めた」と述べています。ここで言われている天皇なるものは、いわば「脱宗教化」された天皇であり、神話ではなくして、歴史に重点を置いた天皇

です。それが、どのようなものであったかは、明治憲法の本質を国民に説明した憲法発布の勅語と、教育勅語の冒頭において説明されています。

すなわち、発布の勅語には「惟フニ、我カ祖我カ宗ハ、我カ臣民祖先ノ協力補翼ニ倚リ、我カ帝国ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、国ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ胎シタルナリ」とあります。簡単に言えば、この日本国の本質は、天皇の先祖と国民の先祖が互いに徳義を尽くし合つて協力してきたところにあるのだということです。

この点は、教育勅語も同じで、「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦実ニ此ニ存ス」とあります。

国家の本質について、発布の勅語では「光輝ある国史の成跡」と言っているところを、教育勅語では「国体の精華」と言い直し、それを「教育の淵源」、基礎だと言い換えているわけです。

明治憲法発布の勅語や教育勅語には「皇祖皇宗」や「神聖なる祖宗」などという言葉が使われているので、宗教的な要素や神話的なものが重視されていると考え違いをしている人がいますが、それは違います。その証拠に、

井上毅は、教育勅語でいうところの「皇祖」とは「天照大神」ではなくて「神武天皇」だと述べています。また、彼が文部大臣を務めた明治二十年代の日本史の検定教科書では、「天照大神」「三種の神器」「天孫降臨」などについての記述がなく、初代の天皇である神武天皇から記述をはじめていました。

つまり、帝国憲法にしる、教育勅語にしる、日本の国柄を重視しようとはしたものの、やはり国家の世俗化を求める時代思想や時代状況から自由ではなかったということです。

したがって、今後「あるべき国家像」を考へて行こうとすれば、明治における課題をしっかり受けとめ、その解決を模索した先人の努力と苦悩を理解し、尊重しつつ、しかし、単純に理想化することなく、その限界をもしっかりと見つめていかなければならないと思います。

#### 四・憲法改正の理想と実現過程

私は憲法改正の本義は、帝国憲法でも十分には取り込まれてはいなかった神聖国家日本の本質を顕現させていくことだと思っています。しかし、憲法論議の現実をみると、そんなことは「夢のまた夢」のようにも見えません。まだ日本国民の大多数は日本の国柄に目覚めていません。国柄に目覚めるどころか、憲法改正の要点が国柄の自覚にあることにすら気が付いていません。それでは、あるべき国家像について語ることは無意味なのか。現時点で



はどうみても実現できそうもないから語ってみてもしょうがないのか、というと、そうではないと思います。

明治維新の直接のきっかけは、嘉永六年(一八五三)のペリー来航でした。この衝撃を受けて、国防意識が急激に高まって行きます。同時に、国家祭祀に注目して日本のあるべき姿を論じた、水戸藩の会沢正志斎が書いた『新論』などが盛んに志士たちの間で読まれるようにもなりました。しかし、そうだったからといって、ペリー来航の時点で、明治維新の実現や帝国憲法の制定が現実的に見えていたわけではありません。

まずは、とにかく、この国を欧米の侵略から防衛しなくてはならないという切実な思いが、人々に行動を促し、その命をかけた行動の中で、命を懸けても守るべき国の価値とは何なのか、これが切実な問題として問われるようになり、その繰り返しのなかで、次第に、あるべき国家像が具体的なものとして姿を現していったわけです。

幕府中心の政治から朝廷中心の政治原則へと転換した「文久の改革」、天皇中心の公議論政治の原則を宣言した「王政復古の大纲」や「五カ条の御誓文」、将来における立憲政治の実現を公約した「漸次立憲政体樹立の詔」、明治二十三年の国会開設を約束した「国会開設の勅諭」、そして明治二十二年の帝国憲法発布、明治二十三年の教育勅語の発布、さらに日清・日露戦争の勝利による条約

改正。

このような明治維新の過程を述べることで、私が何を言いたいのかと言いますと、憲法の制定や改正は、学者の知識や抽象的な議論の中から生まれるものではない、ということとです。確かに、帝国憲法の制定が具体的な日程に上ってからは、諸外国の憲法や日本の古典が参考とされました。けれども、憲法の骨格や土台となったのは政府指導層が共有していた当時の常識であり、それを形成したのは、幕末から憲法制定にいたる過程での彼らの具体的な政治経験だったわけです。その経験の中で、弱体な分権国家状態を克服して中央集権国家を造らねばならない。その権力を集中すべき対象は天皇以外にはない。その天皇に集められた権力は、公議世論を担うにたる有能な人材の補弼によって行使されなければならぬ。国家の重大事に際しては、それを皇祖に告げる祭りが行われなければならない。等の諸原則が固まっていったわけです。

正し、あわせて、前文の「諸国民の公正と信義に自国の安全と生存を委ねる」とした部分を削除することです。そうすれば、国民の健全な国防意識が目覚めはじめるはずと。そして、できれば、政教分離を規定した二十三条三項の削除や八十九条を削除したいものです。

私は日本国憲法は日本国家の本質を封じ込めておくための重石や拘束衣のようなものだと思います。それを一挙に取り去ることは難しいでしょう。しかし、どんなに強固な重石でも割れ目を入れることくらいはできるでしょう。割れ目を入れることができれば、そこから、清水がわき出すように、光が差し込むように、国家の本質が現れ始める。その最大のポイントが九条改正だと思います。

九条が改正されて、国民が本気で国防を考へはじめれば、それが、国柄の真剣な探求へと繋がっていくと思うのです。何故なら、国防という行為にとつては、国民の生命と財産を守るといふ世俗的な目的だけでは十分でないからです。国民一人一人の命の価値が同じなら、自分の命が一番大切だというのが人間の本音でしょう。その大切な自分の命をかけてでも守るべきものは何なのか、それは、他人の生命や財産であるはずがありません。それを真剣に追求していけば、個人を超え価値、国の生命なるものを考えざるを得なくなるはずと。

憲法改正は一回で終わるものではないでし

よう。明治国家が様々な政治過程を経て造り上げられていったように、これからの「あるべき国家像」も何回も憲法改正が行われる中で次第に現実化されていくのだ、と見るべきものだと思います。そのためにも、憲法改正を容易にするための、改正条項の改正は必要な事だと思えます。

繰り返しますが、当面の憲法改正の要点は、九条と前文、改正条項の二つ、できれば政教分離を規定した二十条三項と八十九条の削除にある、これが出来れば次ぎに大いなる展開が期待できる、というのが私の考えです。

しかし、最近になって、その当面の要点よりも、さらに重大な問題が浮上してきました。それは、皇位継承を中心とした皇室典範改正問題です。中でも問題なのは、女系天皇を認めるかどうかという問題です。小泉首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」は「女系・女性天皇容認」「第一子優先」の最終報告書をまとめました。これを受けて、政府は皇室典範改正案を次の国会に提出する予定だとのことでした。

しかし、これは初代の神武天皇から続く「男系継承」という皇位継承の根本原則、すなわち「国体」の変更を意味するものであり、ひいては、天皇不要論にまで発展しかねない大問題です。このことは、先日、三笠宮寛仁殿下が女系天皇容認論に疑問を投げかける文章を書かれていたことが新聞各紙で報道され

たことよって、ようやく世間に知れ渡るようになりました。

これについての私の考えは、もはや女系天皇を認める以外に皇統存続の道がないというのであれば話は別ですが、そうではなくて、まだ、男系継承の道が様々に残されている現段階において、女系容認を打ち出すことは時期尚早である、というものです。伝統を守ろうとするものは、まずは、歴史的に確立されている原則を守ろうとすべきなのです。歴史的原則よりも、現在の思想や感情や状況を優先させるべきではありません。それは、人間の限られた知性を神意や歴史に優先させる傲慢な態度だと思えます。

それに現実的に考えてみても、敗戦を機に臣籍降下を余儀なくされた宮家の方々の復帰の方策を考える方が、現段階においては、宮家を増やすという意味で、皇統維持の可能性を高めることになると思います。逆に、女系でもいいということになれば、これらの方々の皇族復帰の道は断たれ、結局、皇統が狭められることになってしまいます。

何故、皇祖の祭り主が男系に限られてきたのか。その深い理由を現在の私たちの限られた知性で理解することはできません。しかし、今理解できないことだからといって、現状にあわせて、などという安易な態度で、有史以来の原則を変更することは厳に慎むべきだと思います。それが許されるのは、人智の限りを尽くしてもなお万策が尽きて、女系容

認こそが神意なのだと思いが納得できた時でなければならぬ、と思ふのです。

最後に一つ付け加えたいのは、国民の神聖を求める心の維持を天皇陛下お一人にお願いしているは申し訳ないということです。天皇の祭りが、日本の家庭一つ一つにおける家庭祭祀の復活とセットになった時に、はじめて神聖国家日本の原型が甦り始めるのだと思います。その復活のお手伝いをさせて頂くのが、神職の重大な役目なのではないか。私はそう考えているわけです。

(皇學館大学文学部教授)



# 教化研修会報告

教化研修部

教化研修部では、情報過剰、価値観の混乱する現代において、「神職の資質の向上」をテーマに掲げ、現代の社会をしてこれからにおいて、神道人は、ものを言葉にして分かりやすく伝えることが大切であると考へ、「話術を学ぶ研修」とさせて頂きました。

明確な言葉で語ることは、人を導く必須の要件であると思います。基本を外すことなく、多面的にものを見て話す訓練が必要ではないでしょうか。

神社を取り巻く環境が厳しい中で、地域社会・氏子・総代との絆をいかに構築していくかが大きな課題となっている今、神道人が、ものを分かりやすく伝えることによって、総代氏子地域も変わってくると思います。

今回も、話術・資質の向上が主目的でありましたが、現在の神社を取り巻く問題・環境等を考え、現状の認識を共に共有して、将来の夢の神社界を語る、そして、その社会を構築するために今何をなすべきか、そのために子や孫の世代に何を伝えていくべきか模範の夢の神社庁長選挙という形で行いました。

(部長 福井千秋)

平成17年度 教化研修会日程表 9月5日(月)	
◎研修主題 これでいいのか神道人 “神職が変われば何か 変わる” 副題 「このような神社を造りたい」	5:30 6:00 8:00 9:00
受 付 昼 食 正 式 参 拜 写 真 撮 影 開 会 式	11:00 11:20 12:00 12:30
講演 林屋しん平先生 「説得力のある話し方」 模範庁長選挙の内容・ルール説明	1:00 1:30 2:30 3:30
◆班別作戦会議	5:00
◎演説会(1回戦)	5:00
入 浴 食 事	6:30 7:30
◎演説会(2回戦)	8:30
懇 談 会 就 寝	
9月6日(火)	
起 床 奥 社 登 拜 (雨天時・登拜不参加者は朝拝)	5:30 6:00
朝 食 (荷 物 整 理)	8:00
◆中間発表並びに経過報告 (準決勝その1) ◎演説会(準決勝その2) ◎演説会(決勝)	9:00
ま じ め 閉 会 式 昼 食 散 歩	11:00 11:20 12:00 12:30 1:00

講演 「説得力のある話し方」 林家しん平先生



プロの嘶家として種  
種、その基本を御教授  
されましたが、なによ  
り「心」を重視されて  
いたのが印象的でした。  
(副部长 東 秀幸)

### 夢の神社庁長選挙(模範)概要

模範の庁長選挙は、来る二〇五〇年を迎えることと仮想し、教化研修会において各候補者の夢の考へ、意見、討論会を参考に、「神社庁長」を「有権者」の投票によって選出するものである。あくまでも、仮想、模範の庁長選挙であるものの、各候補者が原則として、会場である三峰神社のみを活用しながら「選挙運動」を展開するところに最大の特徴がある。

### 目的

- 一、二〇五〇年の「神社のかたち」「神社のあり様」について新しい視点から問題提起を行う
- 二、氏子総代・氏子をはじめ、神社に縁の薄い人も神社への関心を引き・高める
- 三、次世代の神社のあり方を考えると共に、神社界の活性化を図る

### 各チームの主張

石田

神社のエネルギーコミュニティ化を  
充分な出産・子育て支援を

狛犬

我ら日本人

原点への帰属

一、足元を見つめ直す

不易流行

一、伝統の護持

二、新しい手段の活用

清掃

家庭のゴミを減らそう

正常な神域の実現

新庁舎の建設を

地域の人の心もきれいに

藤

地域の交流の場としての神社を復活させます

異業種との交流を推進します

鎮守の森を育てます

オオサンショウウオ

二〇五〇年の神社

美しい日本

美しい日本人

美しい神社

そして平和の礎への歩み

お山

また参拝してみたい神社

一、きれいに整備された神社づくり

二、月次祭を始め、祭りのきちんと行われている神社

三、神職が誠を以て奉仕している神社

大穴

次世代の神社

- 一、株式会社埼玉神社庁設立
- 二、県下全部の神社の一元化
- 三、薄れゆく人生儀礼の教化増進  
ためき

氏が氏神をつくる

- 一、少子化
- 二、神社データベース
- 三、氏子になりたい神社

白馬

環境保護をお祭りのテーマに

- 一、山・樹木・水・岩・洞：
- 二、お宮を心のよりどころに
- 三、神職としてどうはたらきかけるか  
ひみこ

子供をお宮に  
神職婦人をお宮に  
葬事をお宮に

宝組

裨の充実

- 一、施設を作る
- 二、身分昇級の必須研修とする

支部の合併

元号使用の徹底  
準決勝以上出場チームの主張  
オオサンショウウオ

神社・神様をより身近に感じてもらう為に

県内神社に対する支援の充実

子供・福祉・祭・資源の共有化

「地域の神棚」の推進

現代版「道祖神」の復活

人材の育成と有効活用

「仲執持」のプロの育成

人材の流動化

狛犬

我ら日本人

- 原点への回帰
- 一、足元を見つめ直す
- 不易流行
- 一、伝統の護持
- 二、新しい手段の活用

ひみこ

先人達の祈りの心

みんなと生きるお宮

若い神職の育成

当選チーム

おおかみ(堀越敏男・高柳美津・高橋正臣)

神社と教育

民族文化伝承の拠点

内容、神楽・獅子舞・雅楽・相撲・歌道・華道・餅つき...

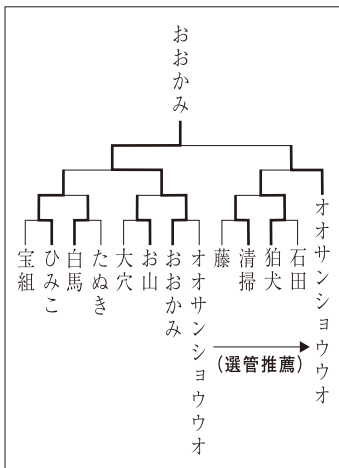
対象、子供教育の場として積極的に取入れる

これから育成したい神職像

信頼される・語り合える・安らぎと幸福感を

埼玉県神社大学院設立

学びの場、システムの確立



夢の庁長選挙トーナメント

部員からの感想

台風の接近により霧深い三峯山ではあったが、参加者の真摯な姿に晴れやかな気分で、そして今後の奉仕の糧として参加者それぞれの心の中に、何かしらの思いを持って下山してくれていたらと思えます。

(持田長武)

研修部員として参加したわけですが、神職の皆様全員が一生懸命「考え、話し」ている姿を見て私も負けていけない、神社のこと神職としてのありようなど、真面目から向き合って、真剣に考えていかなければと思いを新たにしました。

(関根美江子)

講師の林家しん平先生は、聞き手を一時間以上引きつけ迫力ある話し方には、参加者全員、大変な勉強になったと思います。プロだから話し方が上手くてあたりまえというレベルでなく、話し方・声の出し方・音量・目配りというのか口配りでも言うのでしょうか、圧倒されました。

(高野義美)

昨年のデイベートであれば、一つの内容に対して、白黒の決着をつけられた訳だが、今回の選挙に関しては、テーマの位置づけの問題があり、そのテーマがかみあわない為に、不自然な討論会になったことも事実である。

(山中 剛)

問題とする題目はとも良かったと思います。ただ、デイベートと言うのが主として、また抗議し合う事に皆さんが如何に苦手がであり、避けていることがうかがわれました。(水宮基文)

(詳しい内容については教化研修部福井までお訪ね下さい)





平成十七年度  
神職総会について

中野 誠

本年は神職総会が入間支部の当番で、九月三十日川越氷川会館にて開催されました。各支部より大勢の参加を頂き、神職・来賓を合わせて一八五名の参加となりました。

総会の前に神社庁設立六十周年記念大会実行委員会の会議が開催され、各郡市総代会長が参加されましたので、引き続き総会へも特別来賓として参加頂きました。

朝日達夫入間支部副支部長の開会の辞、神宮遙拜、国歌斉唱、敬神生活の綱領唱和に続き、藪田庁長の挨拶の後総会に入りました。

座長は慣例により金子元入間支部長が務め、新任神職の紹介並びに記念品の授与、前原利雄参事より業務報告、松岡俊行教化委員長より教化委員会報告、高麗文康神道青年会長、小柴捷子神道婦人会長、諏訪秀一教育関係神職協議会副会長より各会の報告がなされた。

後半、「伝統文化を活性化するために」と題して埼玉県教育局生涯学習文化財課 岡本一雄先生（北向神社宮司）の講演があった。

文化庁は次世代を担う子供達を対象に、早くから地域の民俗芸能などの伝統文化を体験し修得できる機会を提供する為に「伝統文化子ども教室」事業を推進しています。

この事業は、毎年、開催を希望する団体を募集し、実施に必要なと認められる経費(指導

者等の謝金、会場・用具等の借料、教材等)を予算の範囲内(九〇万円以内)で支援していますが、申込件数が少ないようです。

申請は市町村教育委員会の担当窓口で、対象となる分野は、民俗芸能・民謡・工芸技術・伝統音楽等さまざまです。

伝統文化を子供達に教えようとする団体があれば、積極的にこの制度を活用してほしいと呼びかけられました。

最後に青田義雄入間支部副支部長より閉会の辞があり、盛会の内に終了しました。

(入間支部事務局)



「一千万家庭神宮大麻奉斎運動」  
モデル支部の取組みと活動方針

北足立支部

この度、神宮大麻増頒布推進事業の第一期モデル支部として、当支部が指定を受けました。来る平成二十五年は神宮式年遷宮の佳年を迎えます。本年からその為の諸祭儀が行われ、遷宮元年ともいわれています。そのような意義深き年にモデル支部の指定を受けたことを榮譽と思ひ、神宮の神徳昂揚の為に支部一丸となって、この事業を推進して行きたいと思ひます。

1 指定三カ年の割振り

一年目を過去の見直しと今後の見通しの企画、二年目を実践実行、三年目を分析の年とし、三カ年で終了ではなく、将来に向けての活動を推進する。

2 簡易神棚を使った大麻頒布の増進

神宮より提供された簡易神棚・啓蒙資料を有効利用し、未奉斎家庭の神棚奉斎へ啓蒙を図る。

3 大麻頒布従事者の教化育成

神職だけでなく、実際に大麻頒布に従事する総代等に奉斎趣旨の理解と協力をお願い。

4 以前よりの取組みの継続と見直し

問題点を検討し、より良い活動を展開する。  
(支部長 桜井守年)

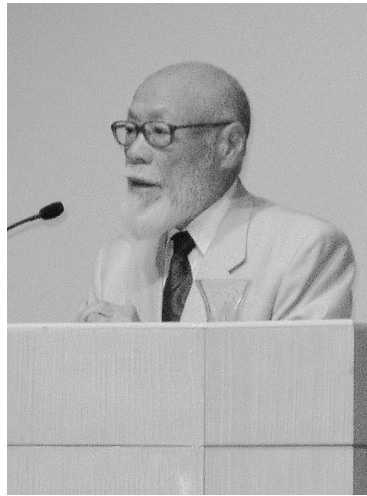
# 終戦六十周年慰霊行事

英霊たちの声が聞きたい ～ 私たちに託された明日のために～

高麗文 康

埼玉県神道青年会では、今を去る昭和三十年九月二十三日、南方戦跡慰霊巡拝を終えた県会議員大成正雄氏を講師に迎え、初めて慰霊行事を開催した。当会第三代会長左伴定広氏によると、講演会に先立ち行われた戦没者慰霊祭では、神社神道はもとより、仏教・キリスト教・教派神道なども参加し、それぞれ慰霊祭を執り行ったという。当時の日本人にとって、戦争とは自身の体験であり、戦没者とは家族・親族・友人といった、極めて身近な人達であった。参加者たちは、自然な心情の発露として慰霊祭を執り行ったのであろう。

当会では、その後も戦没者慰霊の心情を形に表してきた。終戦六十周年を迎える本年、慰霊行事を行うのは当然のことであった。ただ、戦争も戦後の復興も知らない我々が、従前の形態を踏襲することで、捧げるべき慰霊の誠をおろそかにすることを恐れた。そのため、我々は実際に戦場を体験された方を講師としてお招きし、その体験を伺い、英霊の声なき声を聞き取る感性を磨きたいと考えたのである。講師の映画監督松林宗恵氏は大正九年の生まれで、アモイでの戦闘体験を持つ方である。公のために戦い散華した人々の真の姿を伝えようと、「人間魚雷回天」をはじめ



海軍を舞台とした映画を製作された。

八月八日、川越市氷川会館を会場に一三七名が参加した本行事では、講演に先立ち松林監督作品「連合艦隊」を上映した。慰霊行事の雰囲気を整えるためスケジュールの節目節目で会員が登壇し、『英霊の言の葉』を奉読した。講演で松林講師は、自身の戦場体験について、「銃弾が自分の耳元を掠めていく戦場で、生きて帰ることなど望むこともできず、自分が生き残った必然的な理由などなかった。死を覚悟した日々の体験を容易に言葉にすることはできない。」と語られた。

さらに、「戦争となれば、多くの若者が戦場へ赴くことになる。たくさん若者が親よりも早く逝くことになるだろう。子が親より

も早く死ぬのは最大の親不幸である。子を持つ親なら例え戦争の体験がなくても、我が子を失う悲しみは想像できるはずだ。それがわからなければ、平和をいくら唱えたところで机上の空論だ。」と力強く語られた。経験にばかりこだわる浅い見識を恥ずかしく感じた瞬間であった。

会場には、たくさん戦争体験者が来場され、戦艦武蔵の元搭乗員や沖繩戦経験者などもおられた。松林講師はもちろん、多くの戦場経験者の願いは、後に続く者たちが正しく英霊の願いを受け止め、それを社会に実現してゆくことである。  
(神道青年会会長)



# 神道青年会御神田行事「収穫祭」

山田 禎久

埼玉県神道青年会(高麗文康会長)では本年も、広く一般家庭の親子を募り「ご神田行事」を行った。本行事の目指したところは二つ、昨今見失われがちな「食への感謝」と「祭りの心」の涵養にある。

十月二十二日、イセヒカリの稲穂が黄金色に映える、日高市内のご神田には、一般参加者一二〇名を含む約一六〇名が集まった。春に「田植祭」、夏には「案山子作り」を行い、秋の稔りを心待ちにしていた参加者たちは、時折降る冷たい雨の中も力を合わせ、楽しそうに作業に励んでいた。

昼食を済ませ、四方に稲束の掛けられたご神田に集合した参加者たちの前に突如、嶋田土支彦・山中俊宣両会員扮する二人の「なまはげ」が登場、稲刈りの労をねぎらうと共に、子供たちに食べ物の大切さを説いて回った。

五月に開催された田植え祭では、一般参加者が祭典に直接奉仕する形をとることにより、事業目的の大きな柱である「祭りの心」の涵養を目指したが、今回の収穫祭ではもう一方の柱である「食物(米)の大切さを伝えること」に比重を置いた。千島浩事業部長を中心に担当者がそれぞれ工夫を凝らし練り上げた企画を以下に紹介したい。

## ◇お米クイズ

稲がいかに生活の身近にあるものかを理解してもらうため、ふじみ野市・長宮幼稚園所属の保育士さんによる簡単なクイズが行われた。子供たちの前には酒・餅・団子・煎餅・わらじなど十品が並べられ、一つ一つを指しながら「どれがお米(稲)で出来ているでしょうか」と質問。手を挙げた人数が多かった



三品を収穫祭祭典の神饌とした。閉会式の際、高麗会長から、実はこれらがすべて稲で出来ていることを説明されると、稲の意外な「活躍ぶり」に子供たちは目を見張っていた。

## ◇初早剥き競争

各班から一人の父兄を代表に選び、初早剥き競争を行った。その後、全員で初剥きに挑戦すると、子供たちは予想外の難しさに戸惑っている様子であった。司会者がお茶碗一杯に約六千粒もの米が入っていることを例に挙げ、すべての食べ物が大変な手間の積み重ねの上に出上がっていることを説明した。その後収穫祭祭典を行い、解散となった。

午後になり晴れ間がのぞいた会場には、閉会後も名残惜しそうに斎田前広場を走り回る子供たちの姿があった。司会者が本日の記念に稲を持ち帰り、家で乾燥させて食べるよう伝えると、皆嬉しそうに数本を選び取り、大事そうに抱えながら帰って行った。

昨年同様の猛暑・それに続く長雨。会員一同、気を揉みながら過ごした準備の日々が改めて、農作物の成育は我々の力の遠く及ばぬ、神々の恩徳によるものであることを実感する好機ともなった。

日本人にとって、「食物」はやはり「賜物(たべもの)」に他ならないのだ。

(神道青年会副会長)



庁務日誌抄

- 9・5～6 教化研修会 六十名受講 於 三峰神社
- 9・7～8 全国神社総代会 於 園田庁長・井上総代会長・被表彰者外四名参加
- 9・9～10 神社庁祭式講師研究会 於 奈良・橿原文化会館
- 千鳥幸明講師・竹本多恵子助教出席
- 9・12 神社庁六十年誌編集委員会 於 國學院大學
- 9・12～14 埼玉県宗教連盟視察研修 於 園田庁長・前原
- 参事・宮澤主事参加 於 天理・愛知博
- 9・16 神社庁研修所講師例会 於 大宮・氷川神社
- 9・20～21 神青会錬成研修会 十八名受講
- 本庁教学研究生研究会 金鑽俊樹研究生出席 於 寶登山神社
- 9・26 神職婦人座談会(教化委情報部主管) 於 本庁
- 9・27～28 神宮大麻頒布始祭・同表彰式・神宮大麻 於 川越・氷川神社
- 奉斎運動
- モデル支部対策担当若会・推進会議等
- 園田庁長・桜井北足支部長・吉田事務局長・ 於 神宮
- 前原参事出席 於 神宮
- 9・29 神社庁設立六十周年記念大会実行委員会(第一 於 神宮
- 回) 神職総会(入間支部当番) 於 神宮
- 一八五名出席 於 川越「氷川会館」
- 9・3～4 一都七県教化担当若会 於 根根奥湯本
- 松岡・茂木・林・宮澤出席 於 根根奥湯本
- 10・4 神婦会祭式研修会 十五名受講
- 於 岩槻・久伊豆神社
- 10・5 神宮大麻奉送作業 宮澤・渡邊・高橋出席
- 於 日通埼玉大宮ペリカンアロー支店
- 10・6 教化委員会三部会(情報・事業・実務)合同研 於 東京・富岡八幡宮
- 究会 宮澤主事出席 於 東京・富岡八幡宮
- 10・7 本庁臨時評議委員会 式年遷宮標語・シンボル 於 本庁
- マーク表彰式 園田・中山・東角井・井上出席
- 10・8 春日神社(川口市)竣工奉告祭祝賀会 於 東京プリンスH
- 前原参事出席
- 10・12 正副庁長会・庁役員会 於 前原参事出席
- 庁設立六十周年記念事業検討委員会
- 第一回本宗奉賛委員会
- 10・18 神宮大麻頒布始祭 於 大宮・氷川神社
- 故大熊不二県総代会副会長葬儀 前原参事参列
- 10・19 二國神社秋季例祭 園田庁長参列
- 工藤伊豆前本庁総長合同葬 園田庁長参列 於 青森
- 10・21～22 園田稔庁長特級昇進祝賀会 中山副庁長他 於 青森
- 出席 前原参事・渡邊主事出席 於 西武長瀬H
- 10・22 神青会御神田行事収穫祭 前原参事参列 於 日高市
- 10・25 女性塾特別シンポジウム 前原参事参加 於 日高市
- 10・28 北葛飾支部神宮大麻頒布式 前原参事出席 於 キヤピタル東急H
- 11・2 故横田茂寶登山神社名誉宮司一年祭 於 幸手市
- 前原参事参列 於 秩父
- 11・7 宮間孝夫千葉県神社庁長特級昇進祝賀会 於 秩父
- 園田庁長・中山・竹本両副庁長・前原参事出席
- 11・10 神社庁六十年誌編集委員会 於 神宮
- 大里支部三区神宮大麻頒布式 渡邊主事参列
- 11・10～11 神宮・同崇敬会参与・評議員会 於 榎山神社
- 前原参事出席
- 11・12 大里支部二区神宮大麻頒布式 渡邊主事参列 於 榎山神社
- 11・16 神社庁関係団体連絡協議会・庁研修所運営会議 於 花園町
- 11・18 庁報編集会議 於 神宮
- 11・19 第三回拉致問題を考える県民の集い 於 神宮
- 11・26 前原参事・高橋学芸員参加 於 埼玉会館
- 11・28 神棚奉斎啓蒙活動街頭頒布 於 JR川口駅前
- 11・28 一都七県神社庁長会(神奈川県当番) 於 明治記念館
- 11・28～29 園田庁長・前原参事出席 於 明治記念館
- 本庁全国教化会議 茂木・林出席 於 本庁

任免辞令

- 8・10 楠田 俊雄 (本) 久伊豆神社宮司他十八社宮司 (南埼玉)
- 9・1 岩田 行功 (勤) 寶登山神社権欄宜 (秩父)
- 9・1 吉田 正臣 (兼) 赤井神社・葛飾社 (北足立)
- 9・10 戸矢 学 (勤) 檢山神社権欄宜 (大里)
- 10・20 今村國太郎 (勤) 香取神社権欄宜 (北葛飾)
- 11・1 吉田 幸子 (勤) 中山神社権欄宜 (北足立)
- 11・1 赤尾 和子 (本) 和楽備神社権宜 (北足立)
- 帰幽
- 金佐奈神社宮司 杉田 泉司 (児玉) (九月二十五日 享年九十歳)
- 白鬚神社宮司 宮本 重信 (入間) (十一月十六日 享年七十一歳)

教養研修会開催のお知らせ

期日 平成十八年三月十三日(月・先負)  
会場 川越・「氷川会館」  
研修主題及び講師 「御神宝奉製者に聞く」  
神立三之助先生(川越市在住)  
「神符・守札の歴史と変遷」  
高橋寛司神社庁学芸員

開催趣旨

今回の研修では、遷宮と神棚奉斎を取り上げる。第六十二回神宮式年遷宮に向けて、数々の御神宝の奉製も行われているが、今回を含めて三回に亘って携わられた県内在任の奉製者から、お話を拝聴し、神職として遷宮に関する理解を深めたい。  
後半は、若年層への神棚奉斎の取り組みを取り上げつつ、改めて神符・守札について考え、今後の在り方を探りたい。

神社所在地記載確認のお願い

諸般の事情により、登記簿ならびに神社規則に記載されている神社所在地に変更が生じている場合は、訂正が必要となりますので、すみやかに神社庁まで御連絡下さい。

